

3 消防本部・消防署の事務分掌

(1) 消防本部

令和2年4月1日現在

課名	係	所掌事務
消防総務課	総務係	(1) 消防の組織及び定員管理に関すること。 (2) 消防行政施策の企画立案及び総合調整に関すること。 (3) 渉外及び儀式に関すること。 (4) 消防統計の総合調整に関すること。 (5) 消防音楽隊に関すること。 (6) 消防職員委員会に関すること。 (7) ほう賞及び表彰に関すること。 (8) 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。 (9) 公印の管理に関すること。 (10) 広報及び広聴に関すること。 (11) 消防長会に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。 (13) その他他の係に属さないこと。
	管理係	(1) 消防予算の編成及び決算に関すること。 (2) 予算の執行計画、配当及び執行統制に関すること。 (3) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。 (4) 契約に関すること。 (5) 消防施設に関すること。 (6) 消防施設等に係る補助金等の事務に関すること。 (7) 職員の被服等の貸与に関すること。
	職員係	(1) 職員の人事管理に関すること。 (2) 職員の福利厚生に関すること。 (3) 職員の公務災害補償に関すること。 (4) 職員の研修に関すること。 (5) 職員の安全衛生管理に関すること。 (6) 職員の給与に関すること。
消防予防課	予防係	(1) 火災予防施策の企画立案及び総合調整に関すること。 (2) 指定規模以上の建築物の許可等の同意に係る指導に関すること。 (3) 防火管理者講習会の開催及び台帳管理に関すること。 (4) 防災管理者講習会の開催及び台帳管理に関すること。 (5) 開発行為の指導に関すること。 (6) 予防及び保安統計並びに報告に関すること。 (7) 危険物規制の総合調整に関すること。 (8) 特殊災害の予防指導に関すること。 (9) 火薬類の規制に関すること。

予 防 課	予 防 係	<ul style="list-style-type: none"> (10) 液化石油ガスの保安の確保に関すること。 (11) ガス用品の販売の事業を行う者に対する報告の徴収、立入検査及びガス用品の提出命令に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。 (13) その他他の係に属さないこと。
	査 察 指 導 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予防査察の実施計画及び統計に関すること。 (2) 違反処理に関すること。 (3) 立入検査に関すること。 (4) 消防用設備等の指導に関すること。 (5) 査察統計及び報告に関すること。
	火 災 調 査 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災等の調査及び調査指導に関すること。 (2) 火災調査技術の研究に関すること。 (3) 火災統計及び報告に関すること。
警 防 課	警 防 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動及び防御対策に関すること。 (2) 警防計画に関すること。 (3) 消防車両及び消防機械器具の整備計画並びに選定及び調達に関すること。 (4) 消防訓練、消防演習等の企画立案に関すること。 (5) 防災に関すること。 (6) 消防相互応援協定に関すること。 (7) 消防水利等消防活動に供する施設に関すること。 (8) 緊急消防援助隊に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。 (10) その他他の係に属さないこと。
	救 助 指 導 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助業務の企画立案及び総合調整に関すること。 (2) 救助資器材の整備に関すること。 (3) 救助業務の教育訓練指導に関すること。 (4) 救助統計及び報告に関すること。 (5) 国際消防援助隊に関すること。 (6) 消防車両等に係る安全運行の指導等に関すること。 (7) 関連機関との連絡調整に関すること。
救 急 課	救 急 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急業務の総括に関すること。 (2) 救急業務の高度化推進に関すること。 (3) 救急関連機関との連絡調整に関すること。 (4) 救急車両及び救急資器材の整備計画並びに選定及び調達に関すること。 (5) 救急統計及び報告に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。 (7) その他他の係に属さないこと。

救急課	救急指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急手当（救命講習）等の普及に関すること。 (2) 応急手当指導員及び応急手当普及員の養成に関すること。 (3) 救急技術の向上及び救急資格制度に関すること。 (4) 救急隊の訓練及び活動基準に関すること。 (5) 救急研修に関すること。 (6) 患者等搬送基準及び認定に関すること。
指令統括課	情報管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防通信業務の企画立案に関すること。 (2) 消防通信及び通信施設等の維持管理に関すること。 (3) 消防情報システム等の企画、運用及び保守管理に関すること。 (4) 消防統計に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	指令指揮第1係 指令指揮第2係 指令指揮第3係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防通信及び通信施設等の運用に関すること。 (2) 出場指令に関すること。 (3) 気象に関すること。 (4) 災害情報及び救急医療情報の収集並びに伝達に関すること。 (5) 部隊の指揮運用及び安全管理に関すること。 (6) 災害現場における情報の収集及び連絡調整に関すること。

(2) 消防署

課名	係	所掌事務
消防課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防署の公印の管理に関すること。 (2) 消防署内の消防設備及び備品等の保守管理に関すること。 (3) 消防署の予算に関すること。 (4) 管轄区域内の消防団との連絡調整に関すること。 (5) 消防署内の安全衛生管理に関すること。 (6) 消防署の庶務に関すること。
	予防係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災予防条例の運用に関すること。 (2) 建築確認等の同意に関すること。 (3) 消防用設備等に関すること。 (4) 火災等の予防及び防火思想の普及に関すること。 (5) 立入検査に関すること。 (6) 違反処理に関すること。 (7) 危険物の規制及び保安に関すること。 (8) 防火協力団体等に関すること。 (9) 防火対象物の点検報告及び特例認定に関すること。 (10) 防災管理の点検報告及び特例認定に関すること。 (11) 防火対象物の防火基準適合表示に関すること。

消 防 課	予 防 係	<p>(12) 開発行為に関すること。</p> <p>(13) 住宅防火対策に関すること。</p> <p>(14) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の届出に関すること。</p> <p>(15) 危険物流出等の調査に関すること。</p> <p>(16) 火災等の調査に関すること。</p> <p>(17) 消防計画及び防火、防災管理業務の指導に関すること。</p> <p>(18) 自衛消防組織、少年消防クラブ等の育成指導に関すること。</p> <p>(19) り災証明等に関すること。</p> <p>(20) 予防等の報告及び統計に関すること。</p>
消 分 防 活	消 防 第 1 係 消 防 第 2 係 消 防 係	<p>(1) 各種災害の防御及び救助活動等に関すること。</p> <p>(2) 火災等の報告及び統計に関すること。</p> <p>(3) 消防訓練及び演習に関すること。</p> <p>(4) 消防機械器具の運用及び維持管理に関すること。</p> <p>(5) 消防水利の保全に関すること。</p> <p>(6) 警防計画及び警防調査に関すること。</p> <p>(7) 火災等の調査及び警戒等に関すること。</p> <p>(8) 消防対象物の立入検査に関すること。</p> <p>(9) 空地及び空家管理の火災予防上必要な措置に関すること。</p> <p>(10) たき火、玩具用煙火その他これらに類する行為等の規制に関すること。</p> <p>(11) 火災と紛らわしい煙等の発するおそれのある行為等の届出に関すること。</p> <p>(12) 指定洞道等の届出に関すること。</p> <p>(13) 課又は分署内の庶務に関すること。</p>
動 課 署	救 助 係	<p>(1) 救助活動に関すること。</p> <p>(2) 救助機械器具の運用及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 救助報告及び統計に関すること。</p> <p>(4) 救助技術の研究及び訓練に関すること。</p>
	救 急 係 救 急 第 1 係 救 急 第 2 係	<p>(1) 救急活動に関すること。</p> <p>(2) 救急機械器具の運用及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 救急報告及び統計に関すること。</p> <p>(4) 救急技術の研究及び訓練に関すること。</p> <p>(5) 救急救命講習、応急手当等の指導に関すること。</p>